

無線設備規則（日本籍船舶用）制定に関する事項

制定規則等

無線設備規則及び同検査要領
登録規則
国際条約による証書に関する規則
鋼船規則 A 編
鋼船規則検査要領 B 編
鋼船規則検査要領 P 編
登録規則細則

改正事項

無線設備規則（日本籍船舶用）制定に関する事項

改正理由

船舶安全法及び関連省令の一部改正により、国土交通省による登録を受けた船級協会の検査において、管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなす範囲に、無線電信等が追加された。これに伴い、日本籍船舶の無線電信等においても、当該船級協会による検査が可能となった。

今般、上記改正に伴い、日本籍船舶に適用する無線設備規則及び同検査要領を制定すると共に、関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 無線設備規則及び同検査要領（日本籍船舶用）を制定した。
- (2) 登録規則において、船級登録のための検査項目に、無線設備を加えた。
- (3) 登録規則細則において、無線設備の検査及び証書発行に関する申込書の書式例（日本籍船舶用及び外国籍船舶用で共通）の様式を改めた。
- (4) 国際条約による証書に関する規則において、貨物船安全無線証書交付に関する要件を規定した。
- (5) 鋼船規則 A 編において、無線設備に関する要件は無線設備規則による旨規定した。
- (6) 鋼船規則検査要領 B 編において、係船時の提出書類に貨物船安全無線証書を加えた。